

監査の結果に係る措置通知書

監 査 対 象 部 局	農林水産部
監 査 の 種 類	令和８年度 定期監査等（８監第31号 令和８年７月９日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和８年９月30日

指摘一覧		措置通知日
是正改善を要する事項		
1 収入事務 普通財産の貸付に係る収入事務において、貸付料の算出に誤りのある例が認められた。		令和８年 ９月30日
2 契約事務 地方自治法施行令第167条の２第１項を適用した契約事務において、随意契約に関する事務が適切になされていない例が認められた。		令和８年 ９月30日
意見又は要望とする事項		
支出事務（市魚市場活性化対策事業費補助金に関する事務の内部統制の強化について）		令和８年 ９月30日

是正改善を要する事項	措置した内容等
1 収入事務 普通財産の貸付に係る収入事務において、貸付料の算出に誤りのある例が認められた。 ※ 排水管の布設に係る普通財産（土地）の貸付料は、普通財産の事務取扱いに基づき、市行政財産使用料条例第2条別表に掲げる額に準じて算出しなければならないが、算出に当たって、長さの端数を切り上げせずに計算していた。 （林業振興課） 2 契約事務 地方自治法施行令第167条の2第1項を適用した契約事務において、随意契約に関する事務が適切になされていない例が認められた。 ※ 放牧家畜健康管理業務委託に関する契約事務において、選定した業者が入札参加有資格者名簿に登録されていない場合、「暴力団の該当性調査」等を行わなければならないが、必要な確認等が行われないまま専決者の決裁を受けていた。 なお、随意契約確認表において、当該項目欄にチェックはされていたものの、前述の調査等を行われないまま専決者の決裁を受けていた。不適切な随意契約事務を防ぐ観点からも、確認の形骸化には十分留意されたい。	〔指摘事項が発生した原因〕 算出に当たって、市行政財産使用料条例別表中、備考の規定について確認を遺漏したことによるものです。 〔是正措置を講じた内容〕 令和8年6月1日付で貸付料改定に係る変更契約を締結し、令和7年度及び8年度分の差額26円については、6月11日に納入されたことを確認しました。 〔改善措置を講じた内容〕 今後の再発防止として、規定の把握及び複数人による確認はもとより、新たに施設マネジメント課が作成した「行政財産使用許可マニュアル」を活用するほか、賃貸借契約の更新に際しては、現行と更新後における貸付料の差額が生じた場合、その要因についても明らかとした上で決定を受けることとします。 〔指摘事項が発生した原因〕 福島県農業共済組合（以下「組合」。）は、農業保険法に基づき設立された農業保険制度の実施主体で、国庫負担を伴う公的保険制度を運営する団体として、国の監督指針に基づき県の監督・検査を受けています。また、組合のホームページにおいて、反社会的勢力排除に関する方針が公表されています。 このため、契約課が作成した「契約等からの暴力団等の排除にあたっての事務処理に関するQ&A」において、一定の団体については警察照会を要しない取扱いが示されていることを踏まえ、本件についてもこれに準じ、個別の確認を要しないものと判断し、当該項目欄にチェックしたものです。

是正改善を要する事項	措置した内容等
(農業振興課)	〔是正措置を講じた内容〕 令和7年度の契約については、既に契約が終了していることから、当該契約について改めて確認等を行うことはできません。 〔改善措置を講じた内容〕 今後の契約事務においては、今回の指摘を踏まえ、現行の市の運用に基づき、「暴力団の該当性調査」等の必要な手続きを適切に実施するとともに、起案時に契約に関する規程等を添付するなど、確認強化を図り、確認の形骸化を防止します。

意見又は要望とする事項	措置した内容
支出事務（市魚市場活性化対策事業費補助金に関する事務の内部統制の強化について） 本市では、より一層のガバナンス強化やリスク管理を図る観点から、内部統制に係る取組が進められており、総務部において「全庁共通及び各所属個別のリスク一覧」が作成され、全庁に周知されており、適正な事務の執行に向け、所属職員に対し周知徹底するよう通知されている。 今回、「市魚市場活性化対策事業費補助金に関する事務」について監査を行ったところ、当該補助金の交付事務において、違法や不当とまでは言えないが、規程に基づく文書管理、審査・検証、起案内容の正確性確保等が十分に機能していない事例が複数認められた。 1点目は、文書管理（収受・保存）の不備である。交付申請及び実績報告において、市補助金等交付規則で添付が求められる書類（収支予算書等）が、申請書等と共に整理・保管されていない状態が見受けられた。担当者によると「提出はされていたものの添付が漏れていた」とのことであったが、前回の定期監査においても同様であった。また、電子データで申請を受領したにもかかわらず、文書等管理規程に基づく文書管理システム上の収受処理が行われていなかった。 文書の収受・保存などの管理が適切に行われない場合、審査に用いた資料の特定が困難となり、「いつ、何を、誰が受領し、何を根拠に判断したか」等の証跡が脆弱となるものである。 2点目は、審査・検証機能の不足である。月ごとに報告される内訳書の金額と、挙証資料である精算仕切書に記載されていた金額の不一致が複数確認された。担当者によると「内訳書の金額に誤りがあったが、	まず、1点目の「文書管理（収受・保存）の不備」のうち、「いわき市魚市場活性化対策事業費補助金」の交付申請及び実績報告において、必要書類の整理・保管がされていなかったことにつきましては、申請時の収支予算書と前年度決算書、実績報告時の収支決算書を受領していましたが、起案・決裁文書に添付が漏れていたことによるものです。 当該書類については、改めて関係する簿冊等に整理し、適正な保管をしたところ です。 また、電子データで申請を受領した際の文書管理規定に基づく文書管理システム上の収受処理の不備につきましては、担当者の認識不足により発生したものです。改善に向けて、事務担当者及び決裁権者において、文書等管理規程をはじめ関係規定を再度確認し、正しい事務手続を徹底することとします。 次に、2点目の「審査・検証機能の不足」につきましては、申請者から提出された資料（月ごとに報告される内訳書と精算仕切書）の整合性を確認する際に、担当係員1名で検査を行ったため、確認が不十分となり、不一致箇所を見落としたことによるものです。指摘のとおり、補助金額に直ちに影響しないとしても、提出書類の誤りを、審査段階で検知できていないこと自体が内部統制上のリスクであるものと認識しております。 令和8年度からは、担当係員のほか、複数の職員による検査を実施するなど、チェック体制の複層化を図ります。 さらに、3点目の「起案・決裁文書の不備」につきましては、前回及び前々回の定期監査においても、監査担当者から改善指導が行われていましたが、正しく事務引継ぎが行われなかったことが原因で発生したものです。 今回の指摘事項の改善のために、担当者間

意見又は要望とする事項	措置した内容
補助金の額等に影響はない。」とのことであったが、最終的に補助金額へ影響しないとしても、提出・審査段階で誤りを検知できていないことは、照合手続に不備があると言わざるを得ない。結果として、誤った資料に基づく判断・決裁が行われるリスクが残存するものである。 3点目は、起案・決裁文書の不備である。交付決定に関する起案書において、補助金額算定を行うための比較要素である、水揚金額に対する上限規定と販売手数料の減免額の関係が明記されていなかった。当該事例については、前回及び前々回の定期監査においても改善指導が行われているにもかかわらず、同様の不備が繰り返されていた。 決裁に必要な根拠の記載が欠落していることは、決定プロセスの透明性・説明責任を損ねるものであり、また、過年度における指導が改善されていない状況は、再発防止のための監督体制が十分に機能していないことを示すものである。 上記のとおり、内部統制が十分に機能していない事例が複数認められたことから、当該補助金交付事務については、内部統制の整備・運用が不十分であり、事務の適正性及び説明責任の確保に課題があると認められる。 担当課においては、当該事務に限らず、規程等に基づく手続を再整理のうえ、チェック体制の標準化・記録化を含め、内部統制の強化に努めることを望むものである。 (水産振興課)	及び所属内での意思疎通を図りました。 また、当該補助金額算定を行うための比較要素である、水揚金額に対する上限規定と販売手数料の減免額の関係が明記されていないことに関して、比較要素が明確となるよう根拠となる関係要綱を適切に改正します。 最後に、今回の当該補助金交付事務に関する指摘内容を踏まえ、それらの改善に向けた内部統制の強化を図るために、「個人レベルでの取組」と、「組織全体の仕組」の両輪で進めます。 まず、個人レベルでの取組は、当該補助金の事務引継マニュアルのほか、チェックリストを作成し、記載漏れや添付漏れなどのミスを防ぎます。 また、所属職員が監査事例説明会に参加することで、適正な補助金の事務処理に係る知識を習得します。 次に、組織全体の仕組は、事務担当者のほか、係長、課長補佐、課長と、強固なトリプルチェック体制を構築し、ミスの早期発見に努めます。 更に、個人の業績目標のひとつに、補助金や契約などに係る事務の適正な執行を位置づけるとともに、係長以上の職員には、同様に、「職員の成長支援」を位置付け、徹底確認力を向上させます。 これにより、今回の指摘事項の再認識とその是正策の実行を図っていきます。

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	土木部
監査の種類	令和8年度 定期監査等（8監第31号 令和8年7月9日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和8年10月5日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 収入事務 収入事務において、調定が行われていない例が認められた。	令和8年 10月5日
2 契約事務（その1） 地方自治法施行令第167条の2第1項を適用した契約事務において、随意契約に関する事務が適切になされていない例が認められた。	令和8年 10月5日
3 契約事務（その2） 契約事務において、継続費又は債務負担行為の措置が講じられていない例が認められた。	令和8年 10月5日
4 財産管理事務 郵便切手の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が適正に管理されていない例が認められた。	令和8年 10月5日
意見又は要望とする事項	
1 特定事項（その1）（市が事務局を務めている市補助金等交付団体の事務管理について）	令和8年 10月5日
2 特定事項（その2）（市が事務局を務めている市補助金等交付団体の事務管理について）	令和8年 10月5日
3 特定事項（その3）（市が事務局を務めている市補助金等交付団体の事務管理について）	令和8年 10月5日
4 収入事務（市営住宅における駐車場の使用許可について）	令和8年 10月5日

是正改善を要する事項	措置した内容等
1 収入事務 収入事務において、調定が行われていない例が認められた。 ※ 令和8年3月分の公営住宅使用料については、市財務規則第37条第1項第1号に規定する納期の一定している収入金で納入の通知を発するものに該当することから、その調定は、納期限である同年3月31日の10日前（同月21日）までに行わなければならないが、監査実施時点（同年5月12日）において行われていなかった。 なお、公営住宅駐車場に係る使用料についても、同様の例が認められた。 （住宅営繕課）	〔指摘事項が発生した原因〕 令和8年3月分は年度最終月分のため、市営住宅の入退去、世帯人数の増減及び世帯収入の変更等に伴う使用料の変更を反映した最終確定額で調定を行うこととしていたことから、納期限（当月末）の10日前までに調定を行っていなかったものです。 〔是正措置を講じた内容〕 令和8年3月1日付けで調定を行いました。 〔改善措置を講じた内容〕 今後は、3月分の調定について、納期限（当月末）の10日前までに調定を行うこととし、調定後に使用料の額に変更が生じた場合は、変更調定により対応してまいります。

是正改善を要する事項	措置した内容等
2 契約事務（その1） 地方自治法施行令第167条の2第1項を適用した契約事務において、随意契約に関する事務が適切になされていない例が認められた。 【事例1】 ※ 平地区ほか2地区路面清掃業務委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）を適用した随意契約としていたが、2者による見積合わせを行い、競争により業者が決定されていた。 また、ポンプゲート施設（機械設備）保守点検業務委託についても、同条第6号を適用した随意契約としていたが、2者から参考見積を徴取し、安価であったことのみを理由として業者を決定しており、入札によることが不利と認められる合理的な理由が認められなかった。 （維持保全課）	〔指摘事項が発生した原因〕 当該契約につきましては、いずれも随意契約の要件を満たさないことから競争入札を実施すべきところ、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用した随意契約の要件を満たしているという職員の誤った認識の下、同号を適用した随意契約として事務を進めてしまったものです。 〔是正措置を講じた内容〕 契約済みの事例であり、遡及して修正できないため、是正措置を講じることができないものです。 〔改善措置を講じた内容〕 競争入札が原則であることから、まずは入札を検討し、やむを得ない場合に限り随意契約とするよう改善措置を講じました。 また、随意契約の際には、契約課が作成した「随意契約に関する事務執行のための指針」を改めて確認し、適用条件に不備はないか慎重に検討します。 なお、令和8年度からは、平地区ほか2地区路面清掃業務委託については第1号を適用した随意契約とし、ポンプゲート施設（機械設備）保守点検業務委託については指名競争入札としております。

是正改善を要する事項	措置した内容等
【事例２】 ※ 公金・集振集中システムいわき市市営住宅管理システム更新対応改修業務委託に関する契約事務において、選定した業者が入札参加有資格者名簿に登録されていない場合、「暴力団の該当性調査」等を行わなければならないが、必要な確認等が行われないまま専決者の決裁を受けていた。 なお、随意契約確認表において不適当な箇所にチェックが行われ、このことにより、確認事項に記載された事務が行われないまま専決者の決裁を受けていた。不適切な随意契約事務を防ぐ観点からも、確認の形骸化には十分留意されたい。 （住宅営繕課）	〔指摘事項が発生した原因〕 本案件の対象事業者は本市の指定金融機関であることから、入札参加有資格者名簿への登録の有無を確認しないまま、登録業者であると誤認して手続きを進めたものです。その結果、未登録業者を選定する場合に必要なとなる「暴力団の該当性調査」等の確認を実施しないまま、専決者の決裁を受けたものです。 〔是正措置を講じた内容〕 既に契約期間が終了していることから、是正措置を講じることはできないものです。 〔改善措置を講じた内容〕 随意契約確認表の「業者の選定」に係る確認を徹底するため、入札参加有資格者名簿に登録されている業者を選定する場合は、当該業者が記載されている名簿（該当ページ）の写しを添付し、係長・課長補佐等による再確認及び課長による最終確認を行い、再発を防止することとしました。 また、未登録業者を選定する場合には、暴力団の該当性調査等の必要な確認を実施し、確認結果を添付することとしました。併せて、入札参加有資格者名簿の確認を徹底することについて、課内で周知いたしました。

是正改善を要する事項	措置した内容等
3 契約事務（その2） 契約事務において、継続費又は債務負担行為の措置が講じられていない例が認められた。 ※ 令和5年12月15日にしゅん工した赤沼川河川改良工事（仮設工）により設置された仮橋梁及び迂回路に使用する仮設資材は、令和7年度に本設橋梁工事が完了するまでの間、年度を超えて存置する必要がある、後年度に財政負担が発生することが確実であることから、地方自治法第212条の規定に基づく継続費、又は同法第214条に規定に基づく債務負担行為の措置を講じなければならないが、令和5年度から令和7年度まで、年度ごとに賃料を含んだ委託契約を締結していた。 （建設事業課）	〔指摘事項が発生した原因〕 本体工事は継続費を設定していても、仮設橋梁及び迂回路に係る業務委託については単年度契約によるものと認識していたためです。 〔是正措置を講じた内容〕 既に契約期間が終了していることから、是正措置を講じることができないものです。 〔改善措置を講じた内容〕 継続費を設定する本体工事について、当該工事に伴い仮設物を設置する場合は、仮設物の管理に係る経費についても後年度に財政負担が発生することが明らかであることから、本体工事に加えて仮設物設置に係る経費分も継続費を設定することとします。 予算要求時に予算担当・発注担当等、複数人の確認によりチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めてまいります。
4 財産管理事務 郵便切手の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が適正に管理されていない例が認められた。 ※ 郵便切手等については、市文書等管理規程第48条第4項の規定に基づき郵便切手等管理簿によりその受払いの状況を明らかにしておかなければならないが、維持保全課用地管理担当では監査実施時点（令和8年4月22日）において、郵便切手等管理簿が適正に管理されておらず、郵便切手の現物と郵便切手等管理簿が一致していなかった。 （維持保全課用地管理担当）	〔指摘事項が発生した原因〕 Excel上で管理している郵便切手等管理簿について、令和7年度の管理簿の入力誤りを見落としたまま、令和8年度へ繰越したため、現物と管理簿が一致していないという事態が生じたものです。 〔是正措置を講じた内容〕 令和7年度の管理簿について、入力内容の確認や修正等の整理を行い、切手の現物と管理簿を一致させました。 〔改善措置を講じた内容〕 管理簿において数式を使用しているセル

是正改善を要する事項	措置した内容等
	を編集不可としました。また、使用の都度、管理簿の残枚数と現物が一致しているか使用者が確認を行うことに加え、月末締めで係長職が確認を行うこととしました。

意見又は要望とする事項	措置した内容
1 特定事項（その１）（市が事務局を務めている市補助金等交付団体の事務管理について） いわき市高規格道路整備促進期成同盟会は、いわき市を通過する高規格幹線道路及び高規格幹線道路と地域拠点との連結強化を図る地域高規格道路等の整備を促進し、市内外の交流・連携軸の早期整備に寄与するとともに、市内の産業・経済・文化の進展を図ることを目的に設置されたものであり、高規格道路整備促進期成同盟会規約第11条に基づき、市土木政策課に事務局が置かれている。 任意団体は、市とは別の組織であるため、地方自治法や市の条例、規則等の適用を受けず、その運営は団体自身に委ねられているが、透明性の確保や事故防止への注意義務が求められることとなる。 しかしながら、次のとおり留意すべき事項が認められたことから、適正な事務執行に努められたい。 ○ 立替払いについて 職員が立替払いを行った事例が見受けられた。 立替払いは、経費を一時的に代行する個人の経済的負担が生じるほか、不正経理のリスクがあることから、やむを得ず必要となる事態が想定される場合は、立替払いの取扱いについて、規程等において明らかにすべきと考える。 （土木政策課）	立替払いについて、予算超過の恐れや職員個人が損失を被る危険性など、地方自治法の制度で立替払いが認められていない理由を鑑み、回避することが望ましいと考えます。 ご意見のあった立替払いは、いずれも資金前渡により支出し領収書で精算する等で回避できることから、今後同様の支出が見込まれる場合は立替払いによらず支出することを徹底いたします。

意見又は要望とする事項	措置した内容
2 特定事項（その2）（市が事務局を務めている市補助金等交付団体の事務管理について） いわき市一般国道6号・49号いわき地区改築工事促進期成同盟会は、一般国道6号及び49号のバイパス改築工事等に協力し、促進を図ることを目的に設置されたものであり、一般国道6号・49号いわき地区改築工事促進期成同盟会規約第1条に基づき、市土木政策課に事務局が置かれている。 任意団体は、市とは別の組織であるため、地方自治法や市の条例、規則等の適用を受けず、その運営は団体自身に委ねられているが、透明性の確保や事故防止への注意義務が求められることとなる。 しかしながら、次のとおり留意すべき事項が認められたことから、適正な事務執行に努められたい。 ○ 立替払いについて 職員が立替払いを行った事例が見受けられた。 立替払いは、経費を一時的に代行する個人の経済的負担が生じるほか、不正経理のリスクがあることから、やむを得ず必要となる事態が想定される場合は、立替払いの取扱いについて、規程等において明らかにすべきと考える。 （土木政策課）	立替払いについて、予算超過の恐れや職員個人が損失を被る危険性など、地方自治法の制度で立替払いが認められていない理由を鑑み、回避することが望ましいと考えます。 ご意見のあった立替払いは、いずれも資金前渡により支出し領収書で精算する等で回避できることから、今後同様の支出が見込まれる場合は立替払いによらず支出することを徹底いたします。

意見又は要望とする事項	措置した内容
3 特定事項（その3）（市が事務局を務めている市補助金等交付団体の事務管理について） 夏井川水系河川改良促進期成同盟会は、夏井川水系の河川改良を促進し、河川による災害防止を図ることを目的に設置されたものであり、夏井川水系河川改良促進期成同盟会会則第2条において、「この会は、夏井川水系河川改良促進期成同盟会と称し、事務所はいわき市役所土木部土木政策課河川政策担当に置く。」と規定され、市行政組織規則第20条における土木政策課の事務分掌において、「河川の総合調整及び整備促進に関すること。」「河川関係団体に関すること。」を規定されていることから、土木政策課河川政策担当が団体の事務を担っている。 任意団体は、市とは別の組織であるため、地方自治法や市の条例、規則等の適用を受けず、その運営は団体自身に委ねられているが、透明性の確保や事故防止への注意義務が求められることとなる。 しかしながら、次のとおり留意すべき事項が認められたことから、適正な事務執行に努められたい。 ○ 事務処理規程及び会計規程の整備について 団体の設立の目的や事業内容等を定める会則等は整備されていたものの、事務処理規程及び会計規程が整備されていなかった。 会計事務の管理状況全般については、会計の職にある者（市職員以外）が行っており、要望活動の随行に伴う旅費の算定など、市職員に係る処理については、市の規程等に準じた運用がなされているが、団体事務の責任の所在を明らかにするとともに、不正やミ	事務処理規程及び会計規程を令和8年7月10日に制定したことから、今後は同規程に基づき、適正に事務を執行いたします。

意見又は要望とする事項	措置した内容
スを防止する観点から、決裁や会計に関する事項を規程等において明らかにすべきと考える。なお、市の規程等を準用する場合であっても、その旨を明らかにすべきと考える。 (土木政策課河川政策担当)	

意見又は要望とする事項	措置した内容
4 収入事務（市営住宅における駐車場の使用許可について） 市営住宅の駐車場を使用することができる者については、市営住宅管理条例第51条に条件が規定されており、その中に、「市営住宅の入居者又は同居者であること。」「自己の用に供する自動車（規則で定めるものに限る。）のため現に駐車場を必要としていること。」との条件がある。 この点について、入居者の介護を目的として、入居者の子の夫が所有する車の使用許可申請（申請者は入居者）に対し、許可している事例が確認された。 一般的に「自己の用に供する自動車」とは、自己が所有し、又は維持管理をし、日常的に運転している自動車を指すと考えられる。 住宅営繕課では、入居者又は同居者以外の者が所有する車両について、条件を具備しているか否かを案件ごとに審査し、決定しているが、特段の判断基準は設けていなかった。 所管する条例の運用や解釈は基本的に原課に委ねられているものの、駐車場使用許可に係る公平性を担保するため、本事例のような介護等を目的とした申請について、改めて条例に規定する用語の定義や解釈を整理し、許可基準を設けるか、もしくは、要件がより明確になるよう条例等の改正を検討するなど、必要な対応を講じられたい。 （住宅営繕課）	駐車場使用許可に係る公平性を確保するため、これまで入居者の介護等を目的として入居者と同居していない親族の車両使用を認めてきた事例を類型化して許可基準を作成し、当該基準に基づき審査のうえ、許可・不許可を決定します。 併せて、申請の都度、申請者から使用目的、使用頻度等を確認し、その確認内容及び決定結果を記録・保存します。 また、過去事例の共有並びに決裁手続きにおける確認を徹底し、運用の統一に努めてまいります。